

○ 道路標識意見箱（通称「標識BOX」）の開設について

平成元年4月26日

交規発第604号

交 通 部 長

近年の道路交通の過密、複雑、混合化の進展とともに、交通規制の複雑化も多様化が余儀なくされている。これに伴い、道路標識等の設置数の増大、標識内容の複雑化が進み、視認性及び識別性等に影響を及ぼしていることから、適正な道路標識等の維持管理に資するため、道路利用者からの意見を受け付ける窓口として、道路標識意見箱（通称「標識BOX」）を下記により、開設することとしたので連絡する。

記

1 開設の目的

道路標識等の設置管理は、交通管理者（警察）及び道路管理者双方で行っており、一般市民には必ずしも明確に認識されて以内のが現状である。これらを踏まえて交通管理者、道路管理者双方に道路標識意見箱（通称「標識BOX」）を開設し、道路利用者からの意見を設置管理区分にかかわらず受理し、これを双方の「標識BOX係」において送付しあい、又は双方で協議しながら道路標識等の維持管理の徹底に資しそ
うとするものである。

2 開設の場所

警察本部交通部交通規制課及び県土木部道路維持課内に「標識BOX」を開設する。

以下、省略。